

## 学校経営のポイント

### “不満・要望”の説得力ある表現方法が課題

若井 彌一

埼玉県下の公立小学校勤務の女性教諭が、担任児童の保護者から再三に及んで「クレーム」を受けて、その影響で不眠症になったとして、慰籍料 500 万円を請求する訴訟を起こしたことが新聞等で報じられた（平成 23 年 1 月 18 日、『朝日新聞』朝刊、『東京新聞』夕刊、『毎日新聞』朝刊など）。

保護者からの苦情・批判に苦慮する学校（教員）に対して指導・啓発文書を作成した教育委員会もある等、学校と家庭（保護者）との協力・連携の理想とは反対の非協力的現実がこれ以上広がることのないように、少々頭を使ってみよう。

#### “聞く姿勢なし”と“説得力不足”が負の連鎖

新聞報道によれば、教諭と保護者との対立関係の始まりは、昨年 6 月、女子児童 A と B とのトラブルがあり、教諭が「解決のため、クラスで話をしたところ」、その日の夕方、児童 A の母親から「相手が悪いのに、娘を謝らせようとした」などと非難する電話があったことであった。

その後、7 月中旬にかけて、8 回に及んで「連絡帳」に「先生には、人間関係を円滑にする能力も著しく劣っている」とか、「自分の感情で不公平なことをして子どもを傷つけている」などと書き込まれたほか、この保護者は、県教育委員会、人権擁護委員会、文部科学省にも教諭を非難する文書を送ったりしたという。

さらに、9 月に至り、給食片づけの指導の際、教諭が児童 A の背中に 2 回「触れた」ところ、その保護者（両親）は、警察に「暴行容疑」で被害届けを提出したという（『東京新聞』による）。

教諭としては、単に「触れた」程度と思っている

行為が、暴行容疑で被害届が警察に提出されるとあっては、確かに心穏やかならぬ状態になったことであろう。教諭としての職務を維持できるかに不安を抱き、一時的に不眠症になったとしても不思議はない。

#### 外部機関に訴えるにはステップが必要

日本国憲法は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」（第 32 条）として、何人であれ、所定の手続きにより裁判を受ける権利が保障されることを規定している。

この裁判を受ける権利の保障は、むろん、教育をめぐる当事者間の争いについても除外するものではないから、必要とあれば、裁判により司法的判断を求めることは当然は認められるべきである。

そうはいうものの、今回の事例はトラブル内容の解決が、訴訟でなければできないというほどに込み入っているものではない。

時間と金（訴訟費用）と精神的負担の結果、得られるものは何かと考えた場合、初期対応に気をつけていたら、学級内の話し合い、学級担任と保護者との話し合いの範囲で十分解決できたのではないかとも思われる。

短絡的に外部の諸機関に一面的な非難文書を送りつけるという、いわば「売られたケンカ」を逆手にとって、裁判に打って出た感じのする一件ではあるけれども、この一件を、わが校ならばどのように解決を図るか。ぜひとも、校内研修の話題にしてほしいものである。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●2月 19 日発売！ 23・24 年度実施新教育課程モデル事例集 2 冊同時刊！ 各 A5 判 208 頁／定価 2520 円

No.1『言語活動モデル事例集』水戸部 修司（文科省教育課程調査官）【編】

No.2『小学校外国語活動モデル事例集』直山 木綿子（文科省教育課程調査官）【編】